

学校感染症と出席停止について

茅ヶ崎西浜高校
保健室

「学校において予防すべき感染症」に感染した生徒は、学校内での拡大を防ぐため、出席停止となります。医師から診断を受けましたら、すみやかに学校へ連絡いただくとともに、定められた期間を自宅で療養させてください（各感染症の出席停止期間は、下の表を参考にしてください）。

再登校したら、担任から学校感染症報告書を渡します。保護者等の方がご記入いただき、提出をお願いします。診断書等は必要ありません。校内所定の用紙（学校感染症報告書）のみ提出してください。ご不明な点は担任または保健室までご相談ください。

各感染症の出席停止期間

【第一種】 感染症法第6条に規定する一類ならびに、二類（結核除く）感染症

感染症の種類	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで

【第二種】 空気感染又は飛沫感染し、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

【第三種】 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

感染症の種類	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※）	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで ※ノロウイルスをはじめとする【感染性胃腸炎】などは、その他の感染症として、本校では出席停止の扱いとしています。